

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年2月は38万円、同年3月は50万円、同年4月は38万円、同年5月は53万円、同年6月及び同年7月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月15日から同年8月21日まで  
平成7年2月15日から同年8月20日まで、A社に勤務した。当該期間の厚生年金保険の記録を確認したところ、標準報酬月額が11万8,000円と記録されていた。

私が持っている当該期間の給与支払明細書の写しでは、当時の給与は38万円から50万円くらいであった。

申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管するA社の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成7年2月は38万円、同年3月は50万円、同年4月は

38 万円、同年 5 月は 53 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 41 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「会社は、申立期間当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）の指導により、申立人に係る標準報酬月額を 11 万 8,000 円で届出をし、申立人の給与からそれに見合った厚生年金保険料を控除していた記憶がある。」と回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から7年5月まで

国民年金保険料の納付記録について、年金事務所に照会したところ、申立期間の保険料の納付について確認できない旨の回答だった。しかし、他の市区町村に住んでいた頃なら分かるが、A区に住んでいた当時については、A区役所から国民年金保険料の納付書が届き、同区役所窓口で毎月納付していたはずなので、申立期間について納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A区に在住していた申立期間について、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人が所持している年金手帳の住所欄にB市と記載されていること、及び戸籍の除附票から、申立人はB市で昭和62年5月31日から63年6月1日頃までの間に、国民年金の加入手続きを行い、59年\*月\*日に遡及して国民年金被保険者資格を取得したものと推認される。

しかしながら、オンライン記録により、申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和62年3月から平成8年3月までは未納期間、同年4月から14年3月までは申請免除期間となっており、当該期間において保険料を納付した形跡は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、A区役所で毎月納付していた。」と主張しているところ、A区役所における申立期間当時の保険料の収納事務は、電算処理による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られており、43か月間の長期間にわたって保険料の納付記録が欠落することは考え難

い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から49年8月まで  
私が20歳の時、母親がA町役場で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、兄弟4人分を納付していたと聞いている。  
申立期間が未加入となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳の時、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は兄弟4人分を納付していたと聞いている。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和51年5月11日から同年7月12日までの間にB市において払い出され、同年3月22日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかつた上、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿により、42年5月17日から51年7月12日までの期間にA町に払い出された手帳記号番号を確認したが申立人の氏名は無いほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「母親から、兄弟の分の国民年金保険料も納付していたと聞いている。」と主張しているところ、申立人の兄は、申立期間を含む昭和42年1月から56年9月までの期間は、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び市町村の国民年金被保険者名簿共に国民年金保険料は未納であり、弟は、申立期間を含む46年6月から51年3月までの期間はオンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿共に未加入期間とされている上、末弟は、申立期間以後の50年7月から平成元年6月までの期

間はオンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿共に未納となっていることから、申立人の両親が、申立期間において申立人及び兄弟の保険料を納付していた形跡はうかがえない。

さらに、申立人の母親は、「亡き夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので詳しいことは分からない。遡って納付したとは聞いているが、いつ、いくら、どこで納付したとか、そこまでは聞いていない。」と供述している上、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人及び申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 6 月 1 日から 60 年 9 月 21 日まで  
② 昭和 60 年 12 月 11 日から平成元年 7 月 16 日まで  
③ 平成元年 8 月 1 日から 2 年 3 月 1 日まで

A社における申立期間①の給与月額は、30万円、申立期間③は40万円の記憶である。

また、B社における申立期間②の標準報酬月額は、過少であり実際の給与支給額と相違している。申立期間①、②及び③の標準報酬月額について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人は、「A社に勤務していた申立期間①は30万円、申立期間③は40万円の給与月額の記憶である。」と申し立てている。

しかしながら、当該事業所は平成18年11月28日に破産手続の廃止決定をされている上、元代表取締役は既に死亡していることから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚のうち一人及び申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、「申立人を知っているが、厚生年金保険料については分からない。当時の給与明細書は持っていない。」と供述している上、当時の事務担当者は、当該事業

所で厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、個人を特定することができなかった。

さらに、申立期間①について、雇用保険被保険者情報により、離職時賃金日額が8,000円と記載されていることから、平均給与月額を24万円と推認されるものの、この平均給与月額に見合う標準報酬月額を申立期間①の標準報酬月額と比較して、月額変更届の要件には該当しない上、申立人の記憶する給与月額とも相違する。

加えて、申立期間①及び③における申立人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「B社に勤務していたが、諸手当が過少であり実際の支給額と相違している。」と申し立てている。

しかしながら、C厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、当該事業所は、「当時の賃金台帳及び社会保険関係届書等の関連資料は保存期限の経過により確認できない。」と回答していることから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚二人は、「私の標準報酬月額の記録は支給額と相違は無い。」、「車両手当、主任手当等があった。私の標準報酬月額の記録に違和感はない。」と供述している上、申立期間②に厚生年金保険被保険者記録のある申立人を含む111人の標準報酬月額について、オンライン記録を確認したが、標準報酬月額の記録に不自然さはうかがわれない。

加えて、申立期間②における申立人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月21日から20年8月まで  
A社（現在は、B社）には、昭和18年9月から終戦の20年8月まで勤めていたが、厚生年金保険の加入記録では、19年7月21日資格喪失となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和19年7月21日から終戦の20年8月までA社に勤めた。」と主張しているものの、現在のB社は、「申立人に係る賃金台帳、出勤簿等関係資料が無く、申立期間当時の厚生年金保険料の控除についても不明である。」と回答している。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認すると、昭和18年9月23日資格取得、19年7月21日資格喪失と記載されており、当該記録はオンライン記録と一致する。

さらに、申立人が、「自分がA社に勤務する前から同社に勤務していて、自分が退職するまで一緒に勤務した。」として同僚の姓のみを挙げているところ、同社に係る同姓の者の厚生年金保険被保険者台帳を確認すると、昭和18年9月20日資格取得、19年7月28日資格喪失と記載されており、申立人の主張とは符合しない。

加えて、上記同僚は既に死亡していることから、A社において申立期間当時に、厚生年金保険の加入記録があり、連絡の取れた元従業員に照会したところ、唯一回答の得られた者は、「申立人のことは覚えているが、いつ頃退職したかは覚えていない。」と供述しており、申立てを裏付ける証言を

得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年頃から32年3月末頃まで

亡き夫から、「昭和30年に父が病気で倒れたため、A県の大学を中退しB市の実家に帰り、C社に勤務したが、32年\*月に父が死亡したので同社を退職し、家業を継いだ。」と聞いていたので、年金事務所で確認したところ、同社での厚生年金保険の加入記録が確認できないと言われた。

私が夫と結婚する前のことなので、勤務期間等の具体的なことは不明だが、夫の父が死亡した時の香典帳にC社職員の名前が記載されており、夫は申立期間頃に同社に勤務していたと思うので、厚生年金保険の加入期間について調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「昭和35年に本社屋にて火災発生、以前の資料等はほとんど焼失した上、当時の状況を知る人もおらず、参考になるものは提供できない。」と回答しており、申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から連絡の取れた元同僚16人のうち12人は、当該事業所の採用時より4か月から24か月の間において厚生年金保険の未加入期間が見受けられるところ、そのうち8人は、「当時は採用されても試用期間があり、採用時から厚生年金保険の加入とされていなかった。」と証言しており、当該事業所では、必

ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所における被保険者名簿により、昭和 29 年 10 月 1 日から 32 年 12 月 1 日までの間において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月12日から同年11月16日まで  
② 昭和29年11月16日から30年3月1日まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）C事務所にD災害によるE工事で勤務し、申立期間②は、同社F事務所にE工事で勤務していたにもかかわらず、いずれも厚生年金保険が未加入となっているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社発行の在籍証明書及びG県作成の履歴書の写しから、申立人が、申立期間①及び②において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、現在のB社の事務担当者は、「当時の関連資料が無く、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述しており、関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

申立期間①について、申立人が名前を挙げた元同僚二人は、「申立人とA社で一緒に仕事をしたことはあるが、私自身は同社C事務所には勤務していない。申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により連絡の取れた元従業員の二人は、いずれも「当時、申立人は、同社C事務所ではなく、H県I市で仕事をしていなかったのではないか。」と供述しているところ、申立人は、「出張だと思っていたが、H県I市でJ県のK社の下請けの仕事をしていたことがある。」と供述している。

また、前述の元同僚及び元従業員の4人は、いずれも「厚生年金保険の手続はそれぞれの事務所単位で行っていた。自分の厚生年金保険の加入記

録にも未加入となっている期間がある。」と供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間①において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、「A社F事務所に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険が未加入となっている。」と主張しているところ、当該事業所は、昭和30年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社F事務所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年3月1日に被保険者資格を取得した10人（申立人を除く。）のうち、8人は既に死亡し、一人は所在不明であり、唯一連絡の取れた元従業員の一人は、「私は、同社L事務所の勤務後、すぐに同社F事務所に勤務したと思うが、その時期までは覚えていない。同年3月前に厚生年金保険料が控除されていたかまでは分からない。申立人は覚えていない。」としており、申立てを裏付ける供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。